

公 告

令和8年度大分河川国道事務所管内等における橋梁災害時等応急対策工事 に関する基本協定

次のとおり公告します。

令和8年 1月15日

九州地方整備局
大分河川国道事務所長 谷川 征嗣

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

令和8年度大分河川国道事務所管内等における橋梁災害時等応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

大分河川国道事務所管理区間において発生した橋梁及び横断歩道橋の災害又は災害の発生が予測された場合の現地調査及び応急対策工事等に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として行うものである。

また、大分河川国道事務所管理区間内外において広域的支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(3) 災害協定対象区間

国道10号：大分県中津市三光佐知地先～大分県大分市大字上戸次地先
大分県宇佐市大字山下地先～大分県宇佐市大字山本地先
大分県大分市大字片島地先～大分県大分市大字中判田地先

国道210号：大分県日田市大字川下地先～大分県大分市大字宮崎地先

(4) 基本協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、災害協定締結の実績等を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者を10社程度決定する。

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に現地調査及び応急対策工事等を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県内に建設業法上の本店又は支店等営業所が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度鋼橋上部工工事またはプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、令和8年4月1日時点において認定されていない者の申請は、基本協定を締結する資格を有しない者の申請として、当該申請を無効とする。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 令和2年4月以降に元請として近隣地域での国、県または市町村等発注の下記に示す施工実績を有すること。

・鋼橋上部工工事またはプレストレスト・コンクリート工事の施工実績を有すること。

近隣地域とは、九州地方整備局管内(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)をいう。

国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。

なお、当該実績が九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)の発注した鋼橋上部工工事またはプレストレスト・コンクリート工事に係る実績である場合においては、工事成績通知書の評定点が65点以上であること。

- (7) 緊急業務に対応した体制の確保として災害時に3名以上の1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士を確保できること。
- (8) 必要な資材・機材確保が確認できる「資材及び機材の保有量一覧表」又は「調達計画表」の提出ができること。
- (9) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番71号
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第一課
電話 097-546-1490 (直通)
FAX 097-546-4354
担当:道路管理第一課 課長 松木 洋次郎(内線431)
同 保全対策官 山本 恵一郎(内線406)

- (2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間:令和8年1月15日(木)から令和8年1月28日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付場所:〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第一課

③交付方法:担当部局に電話連絡後、電子データによる交付

- (3) 協定締結参加申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①提出期間:令和8年1月15日(木)から令和8年1月28日(水)までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所：上記4（1）に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後において本協定は、当事務所が発注する鋼橋上部工工事またはプレストレスト・コンクリート工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の令和8年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。
- (4) 請負契約を取り交わす時点において、基本協定締結業者が法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していること。